

58. 21

登録された通常実施権又は仮通常実施権に係る情報の閲覧・交付請求等の書式について（特・実）

特許法においては、特許に関する書類等（意匠のひな形若しくは見本も含む）及び特許原簿に登録されている事項は何人でもその閲覧、証明又は書類の謄本若しくは交付を請求することができることとし、全て一般に開示することを原則としている（特186条1項本文）。

他方、通常実施権又は仮通常実施権に係る情報のうち、開示することにより、特許権者、専用実施権者又は通常実施権者（仮通常実施権については、特許を受ける権利を有する者、仮専用実施権者又は仮通常実施権者）（以下「権利者等」という。）の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものについては、非開示とすることとされている（下記「1.」）（平成23年改正前特186条3項本文、特施令18条）。なお、実用新案については仮通常実施権は規定されていないため、通常実施権のみが対象である（平成23年改正前実55条1項及び平成23年改正前実施令4条4項において準用）。

ただし、これら非開示とされた事項については、登録された通常実施権又は仮通常実施権について利害関係を有する者（以下「利害関係人」という。）が利害関係を有する部分について閲覧等の請求をした場合に限り、例外として開示の請求ができることとし、それら利害関係人については政令で定めている（下記「2.」、「3.」）（平成23年改正前特186条3項ただし書、特施令19条）。

なお、専用実施権又は仮専用実施権は、専用実施権が設定された範囲においては専用実施権者以外の者が実施できなくなる点で第三者への影響が大きいことから、その内容の公示の必要性が高いため、非開示の対象とはされていない^{注1}。

1. 開示することにより権利者等の利益を害するおそれがあるものとして非開示とする情報は、以下のとおりである。

（1）通常実施権に係る情報（平成23年改正前特施令18条1項）

ア. 通常実施権者の氏名又は名称及び住所又は居所

イ. 通常実施権の範囲

ウ. 通常実施権が、特許法第34条の3第2項又は第3項の規定により許諾されたとみなされたものであるときは、当該通常実施権についての仮通常実施権を有していた者（仮通常実施権者）の氏名又は名称及び住所又は居所

エ. 通常実施権が、特許法第34条の3第2項又は第3項の規定により許

諾されたとみなされたものであるときは、当該通常実施権についての仮通常実施権の範囲

(2) 仮通常実施権に係る情報（平成23年改正前特施令18条2項）

ア. 仮通常実施権者の氏名又は名称及び住所又は居所

イ. 仮通常実施権の範囲

2. 各利害関係人が開示請求できる利害関係を有する部分は、以下の表のとおりである（平成23年改正前特施令19条）。

実施権の種類	利害関係を有する者	開示の範囲
通常実施権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許権者 ・ 特許権の差押債権者、仮差押債権者、質権者、破産管財人等 	当該特許権に係る通常実施権の情報（専用実施権に係る通常実施権の情報を含む。）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専用実施権者 ・ 専用実施権の差押債権者、仮差押債権者、質権者、破産管財人等 	当該専用実施権に係る通常実施権の情報
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常実施権者 ・ 通常実施権の差押債権者、仮差押債権者、質権者、破産管財人等 	当該通常実施権の情報
仮通常実施権	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特許を受ける権利を有する者 ・ 特許を受ける権利の差押債権者、仮差押債権者、破産管財人等 	当該特許を受ける権利に係る仮通常実施権の情報（仮専用実施権に係る仮通常実施権の情報を含む。）
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮専用実施権者 ・ 仮専用実施権の差押債権者、仮差押債権者、破産管財人等 	当該仮専用実施権に係る仮通常実施権の情報
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮通常実施権者 ・ 仮通常実施権の差押債権者、仮差押債権者、破産管財人等 	当該仮通常実施権の情報

3. 利害関係人が利害関係を有する部分について閲覧等の請求を行う場合の手続

通常実施権又は仮通常実施権に係る情報の閲覧、証明及び書類の交付等の請求は、平成23年改正前特許法施行令第19条第1項及び第2項各号に掲げる利害関係人であることを証明する書面として次に例示するものを添付

し、手数料令に定める所定の手数料を納付して行う。

なお、代理人により請求を行う場合は、以下の証明書その他に当該手続に係る代理権を証明する書面を添付する。

＜証明する書面の主な例＞

ア．特許権者又は特許出願人の場合は、身分証明書印鑑証明書等。

イ．通常実施権者又は仮通常実施権者の場合は、身分証明書等印鑑証明書又は当該通常実施権若しくは仮通常実施権の登録申請書に添付した原因書面（特許庁の登録済みの印が押されているもの）等。

ウ．差押債権者又は仮差押債権者の場合は、身分証明書印鑑証明書等。

エ．質権者の場合は、身分証明書等印鑑証明書又は当該質権の登録申請書に添付した原因書面（特許庁の登録済みの印が押されているもの）等。

オ．破産管財人の場合は、裁判所の破産管財人証明書、破産管財人に係る身分証明書等印鑑証明書、登記事項証明書等。

4．仮通常実施権に係る情報の閲覧を請求する者は、次の表の第2欄に掲げる手続の区分に応じ、同表の第3欄に掲げる書類を同表の第4欄に掲げる書式により作成する。

なお、特許登録原簿（磁気原簿）に記録された事項についての閲覧又は交付の請求は、「124.01」を参照。

	手 続	書 類 名	書 式
1	仮通常実施権に係る特許仮実施権原簿の謄本の交付請求 （認証付き）	認証付特許仮実施権原簿謄本の交付請求書	書式 第78
2	仮通常実施権に係る特許仮実施権原簿の閲覧の請求	特許仮実施権原簿の閲覧請求書	書式 第79
3	仮通常実施権登録申請書等の閲覧の請求	仮通常実施権登録申請書等の閲覧請求書	書式 第80

（改訂 令和2・12平成24・4）

注¹ 特許法等の一部を改正する法律（平成20年法律第16号）により、通常実施権等に係る情報のうち秘匿の要望の強いものについて一般への開示を制限することとした。なお、同法の施行の日（平成21年4月1日）前に登録された通常実施権については適用されない（同法附則2条6項）。